

Doc. 2149 Evid.

Folder 6

(7)

## 証人訊問調書

モスクワ市 一九四六年二月二十六日

予、東京國際軍事裁判所「ソヴェート」社會主義共和國聯邦側  
 軍事檢察官法務大佐ドリフキーハ「ロシヤ」社會主義共和國聯邦「ソヴェート」  
 共和國刑法第九十五條ニ據ル虚偽、証言ニ対スル責任ニ付キ警告  
 シタル上、証人トシテ、下名ノ者ヲ訊問セリ

同人、証言ニ「バタルシン、ギリファン、アグビケロヴィチ」一九四年生「ドンバ  
 ス」ゴロボフスキー、鉦山出身、單階級、少佐、「ソヴェート」聯邦英雄  
 居住地：モスコウカシスカヤ街ニ八番地一四七号

虚偽、証言ニ対スル責任ニ付、証人警告ニ関スル署名書ハ、訊問調  
 書ニ添附セラレケル、一九三六年以降一九三八年ニ到ル期間中、私ハ、哈桑  
 湖地區ヲ含む滿ソ國境線區防衛、第五十九國境警備分  
 遣隊、分隊長ノ職務ニ就キテ、一九三八年七月二十九日ヨリ八月十三日  
 迄、私ハ「ザオセル」高地及ヒ無名高地ニ於ケル「ソヴェート」國  
 境警備隊ヲ突然攻撃シタ、日本軍隊ニ対スル「ソヴェート」領防衛  
 戦闘ニ直接參加シタ、ソレヨリ以前、一九三八年七月五日「ザオセル」  
 高地、直接國境警備隊ニ在リ、私ハ自分デ「ザオセル」  
 高地附近ノ日本部隊ノ集結ヲ監視シタ、一〇日乃至一三日間

ニ「サオセルヤ」高地正面ノ國境へトテ部隊及大砲ヲ輸送  
 サレタ。松ノ計算言ハコノ地區ニ合計日本兵約六〇〇乃至七〇〇人ガ  
 集結シタ。ニツノ高地ニ日本軍砲陣カニツ砲配備サレタ。コノニツノ  
 高地ニ兵士ガ砲彈ヲ連日運上ケタ。高地ハトテテ輸送ガキ  
 カヌ為ニ砲彈ハ手渡しテ渡サレテタ。當時「サオセルヤ」高地ニハソ  
 ウエト「國境警備兵ハ僅カニ三〇名ヲアツタ。如何ナル他ノソウエ  
 エト」部隊モコノ附近ニハ配置サレテタカツタ。「サオセルヤ」高地地  
 區ノ日本軍隊ノ集結ハソウエト領ヘノ進攻目的ヲ持ツテタ。タ  
 己ハ單ニ部隊ノ集中及日本砲兵陣ノ構築ノミテナク自己ノ軍使  
 ヲ介スル日本統帥部ノ直接申入ヲモ證明セタ。ゴノ期間中、二度吾カ  
 國境警備隊ニ日本軍統帥部ヨリ現住民ガ派遣セシタ。  
 ソハ滿洲人ヲ日本軍分遣隊長ヨリノ書翰ヲ持参シソノ書翰ニハ  
 「サオセルヤ」高地ヨリ「ソウエト」國境警備兵、速カニ撤退ヲ要  
 求シテアリ又「サオセルヤ」高地ハ日本軍ヨリ占有サレテハソウエト  
 カ示セ且若シ「サオセルヤ」高地全部ヲ明渡サセバ「ソウエト」  
 ト」部隊ニ対シ軍事行動開始ノ威嚇ガ附加ヘラレテアツタ。  
 「ソウエト」國境警備兵ハ自己ノ領土ノ「サオセルヤ」高地  
 ニ踏止マリ、コレヲ日本統帥部ノ要求ニハ如何ナル回答モ與ヘテ

2149

カツタ。一九三八年七月二十九日十六時ニ日本軍部隊ハ突然吾  
が隣接ノ十名ノ赤軍兵士ヨリ成ル國境警備隊ヲ攻撃シ  
タ。日本兵ハ小銃輕重機関銃ニヨリ武装シタ。約一〇〇名デ  
アタ。日本兵ハ國境警備兵ヲ攻撃シテ銃火ヲ開イタ。戦闘  
ハ吾々ヨリ七〇〇米ノ地矣ヲ起ツタノデアル。コノ戦闘ヲ見テ吾  
が哨長ハ私ヲ四名ノ國境警備兵ト共ニ救援ニ派遣シタ。輕機  
ヲトテ私ハ戦闘地矣ニ近ヅクソシテ斯ル状景ヲ見タ。即チソグ  
エー上國境警備兵ハ全員負傷シ反撃スルコトモ出来ズ倒レテ  
先々タタ。日本軍ハ抜カシテ負傷者ヲ斬リ若干ノ負傷者ヲ  
自己ノ領内ハ運込込マントシテナタ。私ハ直チニ銃火ヲ開イタ。  
此カ爲ニ日本兵ハ途中國境警備兵ノ死体ヲ負傷者ヲ遺棄  
シテ自己ノ領内ニ逃走シ始メタ。戦闘ノ現場デ私ハ頭カラ足迄  
全身ヲ斬ラタ。吾ガ國境警備兵一五〇ノ死体ヲ發見シ  
タ。他ノ六名ノ國境警備兵ハ重傷デアリ且ツ全部斬リ傷ヲ受  
ケテナタ。

No. 3

一九三八年七月三十日ノ夜、十二時頃、日本軍有力部隊ハ  
吾々ノ國境警備隊ヲ警告サレキタ「ザオーセルナヤ」高地ヲ  
攻撃シタ。前述ノ日本軍ノ無名高地攻撃ト同様ニ、此際

ニモ「ソヴィエト」國境警備兵ハ武ウ衝突、如何ナル原  
 因モ絶対ニ否ヘテハイナクツデアール。

概シ自分ノ第五九國境警備分遣隊ニ於ケル勤務、  
 全期間ヲ通ジ私ハ「ソヴィエト」國境警備兵ニヨル國境、  
 侵犯ハ一回モ知ラナイ。

私、觀察スルトヨニヨレバ、「ザオーセルナヤ」高地ニ對シ攻撃  
 シタ、ハ同時ニ砲兵及ビ迫撃砲火ヲ用ヒタ日本軍歩兵  
 一個聯隊ニ及ブデアッタ。日本軍ノ攻撃ノ時ニハ「ソヴィエト」  
 國境警備兵ハ約三〇名ヲ外ニ野戰部隊一個小隊即  
 チ數ニ於テ同様約三〇名デアッタ。

未明迄、吾々ハ「ザオーセルナヤ」高地ヲ確保シテキタガ、  
 間ニ吾々ハ次ノ損害ヲ蒙ッタ、即チ、十五乃至二〇名戰  
 死及ビ残余全負負傷。

私自身輕傷ヲ受ケ吾々ノ部隊が到着スル迄、隊列ニ殘  
 ツテキタ。

4

「ザオーセルナヤ」高地ハ午前六時吾々ハ之ヲ放棄シタ、ソノ  
 當時私ハ日本兵が高地頂上ニ進出シ又チ振り廻シキル様  
 ヲ觀察シタ。

爾後日本軍ハ吾ガ領土内ニ保壘ヲ構築ス。即チ敷列、  
鉄條網、砲兵、機銃、銃火具、散兵壕、塹壕、網等ヲアル。

一九三八年八月六日以降吾ガ部隊ハ攻勢ニ轉ジ、一九三八年八月  
十二日迄、日本軍ヲ吾ガ領内ヨリ驅逐シ、従前ノ國境線ニ  
止マツタ。

私ハ自分ト共ニ「ザオーセルナヤ高地」防衛ニ當ツタ國境警  
備隊員ノ内「ケエルノピヤトニコイワン」ト云フ現在「モスク」居住、  
陸軍少佐及「ケエリョーレンギン・ピョートル」ト云フ「ザオーセルナヤ高  
地」ヲ含む地区ノ元國境警備隊小隊長ヲ記憶シテナル。  
彼モ同様ニ「モスクワ」ニ住ミ中佐ノ階級ヲ持ツテナル稱ニ私  
ハ聞イラケル。

私ガ附ク加ヘヌイトハ、日本軍ガ「ザオーセルナヤ高地」ニ自己ノ部  
隊ヲ集結スル時、滿洲領ノ「ザオーセルナヤ高地」麓ニアル「ハ  
モ」村ノ住民ヲ日本軍ガ移住セシメ、村ヲ日本兵ニ占據セシメタリ  
私ハ觀察シテキタリ而シテ之ハ一九三八年七月二十日—二十五日ノ  
コトデアリタリ。

外ニ證言スルコトハナイ。

口述ガ正シク書カレヌ。私ニ通讀セラレタコト、證トシテ署ス。

2149

署知 (バトルリン)

東京國際軍事裁判所「ソヴェット社會主義共和國  
聯邦側軍事檢察官

法務大佐 署知 (ドリツキー)

署知書

モスクワ市 一九四六年二月二十一日

私下署知「バトルリン、ギリファン、アブビケロウイケ」ハ東京國際  
軍事裁判所、ソ聯邦側軍事檢察官

法務大佐「ドリツキー」ニ主要戦争犯罪

人関スル件ニ付キ證人トシテ唯眞実ニテ證言スル義務  
ヲ負フコトノ證トシテ本署知ヲ弁ルモノナリ。

私ハ「ロシヤ」社會主義聯邦「ソヴェット」英和國刑法  
ヲ九五條ニ依リ虐偽ノ證言ニ對シ刑法上ノ責任ヲ負  
フモノナルコトヲ確言告セラレタリ。

署知ヲトリタルモノ... 署知 (バトルリン)

東京國際軍事裁判所「ソヴェット」社會主義共和國聯邦側  
軍事檢察官 法務大佐 署知 (ドリツキー)

7

2149

書類ノ二四九號

證

余 中山 登

ハ余ガ日本語及ビ露西語  
ニ精通セル者ナリト、並ニ露西語原文及ビ日本語原文  
ヲ对照シ上右ノ本書類ヲ眞実ニ且正確ニ翻訳セルモノナル  
ヲ確證スルヲ茲ニ證ス。

署名

中山 登

中山

昭和二十一年八月十五日